

平成8年2月2日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察技能指導官制度に関する要綱の制定について（例規通達）

改正 平29（務）19号

近年の複雑化、困難化する警察事象に的確に対応するため、三重県警察に技能指導官制度を設けることとした。

将来にわたり確実に継承していかなければならない警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する警察職員（以下「職員」という。）を技能指導官として指定することにより、その専門的技能等の効果的な活用及び次世代への継承に努めるとともに、技能指導官の士気高揚を図り、もって警察力の一層の高度化、専門化を図ろうとするものである。

このため、別添1「三重県警察技能指導官制度に関する要綱」（以下「要綱」という。）及び別添2「三重県警察技能指導官制度に関する要綱の実施要領」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

別添 1

三重県警察技能指導官制度に関する要綱

第 1 趣旨

この要綱は、職員のうち、専門的技能等を有する者を技能指導官に指定し、その専門的技能等を有効に活用することにより、職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 技能指導官の職務

技能指導官は、上司の命を受け、職員に対し次に掲げる方法により専門的技能等に関する指導を行うものとする。

- 1 専門的技能等の指導を受ける者に対して、専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養
- 2 学校教養等の集合教養
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

第 3 技能指導官審査委員会の設置

- 1 技能指導官指定等の適正を期すため、警察本部に技能指導官審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 警務部長

委員 生活安全部長

地域部長

刑事部長

交通部長

警備部長

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 4 審査委員会の庶務及び技能指導官制度の実施に関する事務は、警務部教養課において行う。

第 4 技能指導官の指定

- 1 技能指導官は、原則として、45 歳以上でかつ当該専門的技能等に係る実務経験が 15 年以上の職員のうちから、審査委員会で審査し決定するものとする。
- 2 技能指導官の指定は、審査委員会の決定に基づき本部長が行うものとする。

第 5 技能指導官名簿の作成

警務部教養課長は、技能指導官が指定されたときは、技能指導官名簿を作成するとともに、部内にその周知を図るものとする。

別添 2

三重県警察技能指導官制度に関する要綱の実施要領

要綱の運用については、次に定めるところにより行うものとする。

1 技能指導官の推薦

要綱に規定する技能指導官の審査にあつては、次に定めるところにより各部長が推薦した者を対象とする。

- (1) 専門的技能等に係る業務を担当する所属の長（以下「業務担当課長」という。）は、当該部の庶務を担当する課長（以下「庶務担当課長」という。）に対し、技能指導官に指定することがふさわしいと認められる職員を「三重県警察技能指導官候補者推薦書」（様式第1）（以下「推薦書」という。）により通知する。
- (2) 庶務担当課長は、業務担当課長の通知に係る者について専門的技能等の内容について審査し、当該部長に報告する。
- (3) 当該部長は、報告に係る職員が技能指導官に指定することがふさわしいと認める時は、推薦書に意見を付して教養課長を経て審査委員会に提出する。

2 審査委員会の開催

- (1) 委員長は、推薦書の提出に基づき、審査委員会を開催し、指定の適否について審議・決定するものとする。
- (2) 委員長は、技能指導官の指定を取り消す必要が生じた場合においても、審査委員会を開催しその是非について審議・決定するものとする。

3 指定書の交付

- (1) 本部長は、審査委員会の上申に基づき、三重県警察技能指導官指定書（様式第2）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。
- (2) 指定書には、専門的技能等の種別を付して交付するものとする。

4 技能指導官名簿の作成

教養課長は、技能指導官が指定されたときは、三重県警察技能指導官名簿（様式第3）を作成し、各所属長に通知するものとする。

5 技能指導官の解除

審査委員会の上申に基づき、本部長が指定を解除するものとする。

6 業務担当課長の任務

- (1) 技能指導官の他部署への指導派遣に関する事務を行う。
- (2) 専門的技能等の指導結果は、その都度、技能指導官教養実施結果報告書（様式第4）により教養課長を経て本部長に報告するものとする。
- (3) 技能指導官の専門的技能等の維持向上と確実な継承に配慮する。

7 技能指導官の配置

技能指導官は、原則として本部所属に配置し、この場合において、一つの係に複数の技能指

導官を配置しないものとする。

様式第 1

三重県警察技能指導官候補者推薦書

| | | | | | |
|-----|--|------|----|-----|---------|
| 現所属 | | 階 級 | | 職 名 | |
| 氏 名 | | 生年月日 | 昭和 | 年 月 | 日生 (歳) |

専門的技能等に関する事項

| 専門的技能等の種別 | 業務担当課 |
|---------------------|---|
| 本人が有する専門的 技能等の概要 | |
| 経歴等の概要 | 拝命年月日 昭和 年 月 日 当該専門的技能等に係る実務経験年 年 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ |
| 表彰受賞状況 | _____ _____ _____ _____ |

意見欄

| | |
|----------|-------------------------|
| 業務担当課長意見 | _____ _____ _____ |
| 部長意見 | _____ _____ _____ |
| 添付資料の有無 | ・有 ・無 |

様式第2

三重県警察技能指導官指定書

| | |
|--|---------|
| (所属) | (階級、氏名) |
| 技能指導官 () に指定する。 | |
| 年 月 日 三重県警察本部長 官 職 氏 名 印 | |

様式第3

三重県警察技能指導官名簿

| 番号 | 所属 | 係名 階級 氏 名 生年月日 (年齢) 技能指導官指定年月日 年 月 日 | 専門的技能等の種別 |
|----|----|--|-----------|
| | | | 専門的技能等の概要 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

発第 号
平成 年 月 日

三重県警察本部長 殿

(業務担当課長)

技能指導官教養実施結果報告書

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 技能指導官名 | (専門的技能等の種別) (係 ・ 階級) (氏 名) |
| 実施教養名称 | |
| 実施日時 | 平成 年 月 日 () 時から 時までの間 |
| 実施場所 | |
| 指導対象 | (名) |
| 専門的技能等の 教養概要 | |
| 備考 | |